

地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー
第3回：学校体育施設の有効活用について

民間による学校体育施設の運営管理モデル



2023/2/17

スポーツデータバンク沖縄株式会社



学校を中心とした街づくり

全国各地の行政・自治体、学校と連携して新しい教員の働き方改革や部活動の地域移行化の推進、学校施設を活用した取り組みによる街づくりをサポート。

ツーリズム・イベント誘致

スポーツやヘルスケアのツーリズムコンテンツの開催等やスポーツチームのキャンプ・合宿誘致による戦略策定や誘致活動をサポート。

ヘルスケアサービスの展開

自治体や企業、医療機関等と連携した地域住民の健康増進サービスの構築、企業の健康経営®の実施などによる地域ヘルスケアサービスの展開。

市場調査・情報分析

スポーツ・ヘルスケア分野における地域や企業等の課題抽出や市場調査、事例調査などを実施し、クライアントにニーズに沿った分析結果を提供。

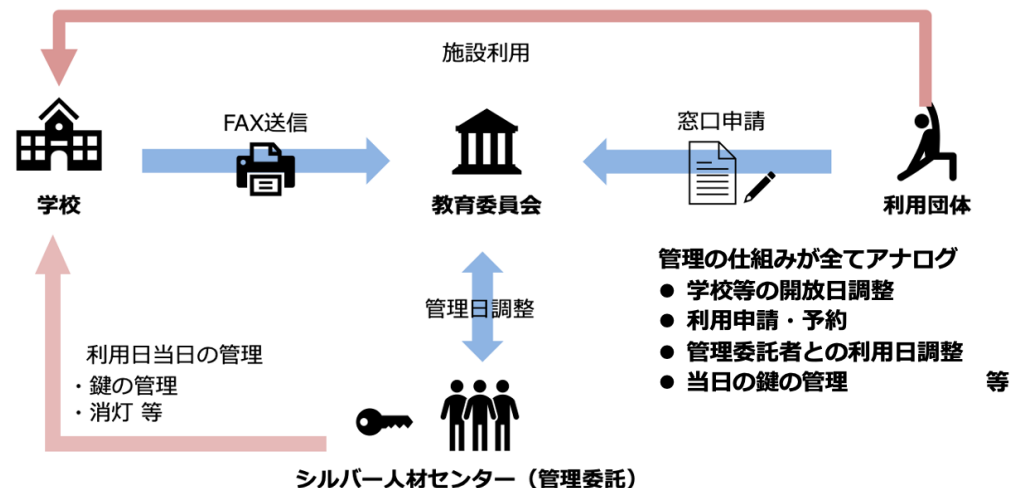
01

本事業について
- 沖縄県うるま市における実証 -

アナログによる管理

夜間開放事業では、学校施設の予約管理は行政窓口にて利用者による書面での申請手続きが行われ、利用日にはシルバー人材センターへ鍵の管理や照明・戸締りなどの管理委託を行っていることから、これまで全てにおいてアナログによる管理が行われていた。

そのため、特に予約申請について利用者から利便性の向上を求める意見が以前からあがっていた。



これまでの取組み

- ✓ 令和2年度・令和3年度に持続可能な地域スポーツの環境を確保するため、市内の学校体育施設を民間へ開放し、新たなスポーツ施設の場として利活用できる仕組み構築することを目指し推進を図ってきた
- ✓ ICTツールを活用した施設予約管理や鍵の管理の手法の検討及び実証、ならびに学校体育施設の管理体制の仕組みについて議論を行ってきた

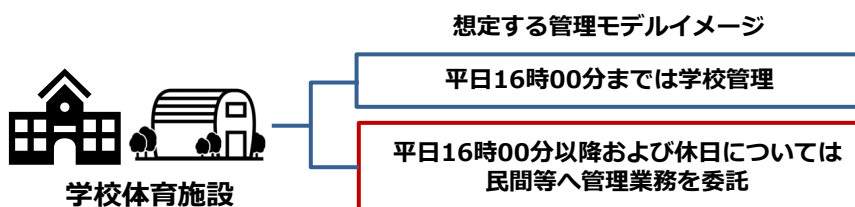
➡ ICTツールによる学校施設の管理は利用者の利便性向上や業務効率化が図れ、今後の施設活用に対し有効な手法であることを成果として得られた

① 民間への管理業務委託モデルの導入に向けた制度・体制の見直し

- ✓ 運営の効率化と持続的な地域住民のスポーツ実施率の向上と施設の維持・管理を行う体制が必要
- ✓ 現行制度においては民間による管理・運営はできない

R4年度 検討及び実証

庁内関係部署での連携体制構築 / 条例・規則の見直し



- ✓ 学校行事、部活動、行政行事等については優先利用
- ✓ 地域団体の予約から活用状況等については、全て民間等が管理を行う

② 予約・鍵のアナログ管理

- ✓ 管理のデジタル化とシステム連携による正確性の向上と手間の解消が必要

R4年度 検討及び実証

予約システムとスマートロックのAPI連携による管理運営

③ 費用徴収の選択肢が限定的

- ✓ 利用者は納付書を取得し指定銀行へ直接振込を行わなければならない（その他選択肢はない）

R4年度 検討及び実証

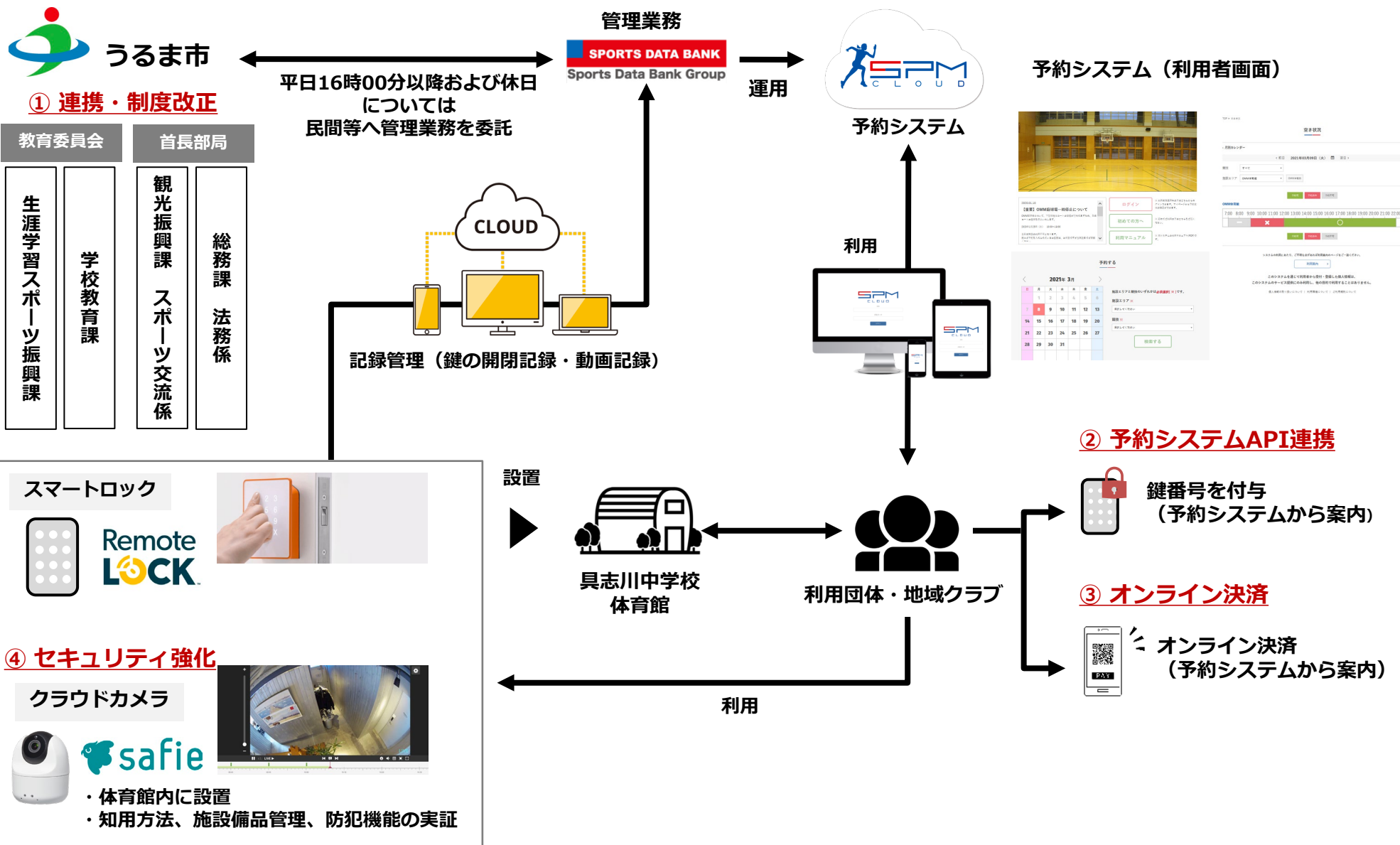
オンライン決済での対応を追加

④ 無人管理を想定したセキュリティ強化が必要

- ✓ 利用中の事故・破損等、備品の管理などは管理人（有人）が前提となっている

R4年度 検討及び実証

クラウドカメラの設置による管理

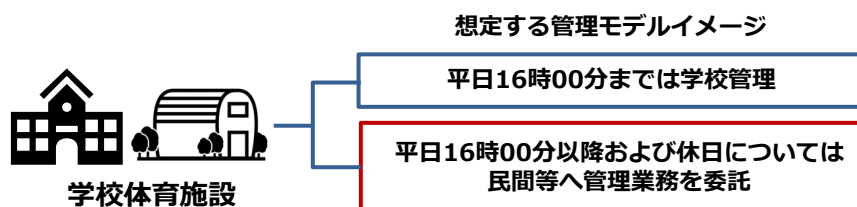


① 民間への管理業務委託モデルの導入に向けた制度・体制の見直し

- ✓ 運営の効率化と持続的な地域住民のスポーツ実施率の向上と施設の維持・管理を行う体制が必要
- ✓ 現行制度においては民間による管理・運営はできない

R4年度 検討及び実証

庁内関係部署での連携体制構築 / 条例・規則の見直し



- ✓ 学校行事、部活動、行政行事等については優先利用
- ✓ 地域団体の予約から活用状況等については、全て民間等が管理を行う

1. 庁内プロジェクトチームの組成（庁内連携体制の構築）

- ・ 複数部署が横断的に関わる業務を本事業によって庁内連携を強化
- ・ 関係条例・規則の見直しと取りまとめを行う体制を整備

2. 条例・規則の見直しと改正案の取りまとめ

- ・ 民間事業者が学校体育施設を管理するための条例・規則がない（学校体育施設の指定管理制度の導入）
 - ➔ 1. うるま市学校施設条例（案）の取りまとめ
- ・ 条例の制定と併せた規則の改正が必要
 - ➔ 1. うるま市学校管理規則〔学校施設の管理者〕
 - 2. うるま市うるま市立学校施設の使用に関する規則〔営利目的での利用〕
 - 3. うるま市立学校体育施設の開放に関する規則〔営利目的での利用〕

▶ 見直し

● プロジェクトチームの組成（庁内連携体制の構築）

目的・必要性

- ・ 本事業は庁内部署の業務が横断的に関わる業務であるため連携と将来的な主管課の設定を行う必要がある
- ・ 条例や規則の見直し・改正を行うための関係課の見解と方針を整理するため

PT
フェーズ1

教育委員会

社会教育部 生涯学習スポーツ振興課 生涯スポーツ係

業務

- ✓ 学校体育施設の夜間開放事業
- ✓ 社会教育・生涯学習の振興 など

学校教育部 学校教育課 学校教育係

業務

- ✓ 学校経営・習内容及び学習指導
- ✓ 部活動地域移行（活動場所の確保） など

- ・ 夜間開放事業に留まらず、地域クラブの活動場所としての学校体育施設の在り方を検討
- ・ 社会体育（地域スポーツ）の充実・持続性の検討の観点から経済産業部 スポーツ課（R5年度4月新設）の参画検討
- ・ 条例や規則の見直しは所管課のみでの解決は困難であり法務担当（総務部 総務課 法務係）の合流が必要

PT
フェーズ2

教育委員会

社会教育部 生涯学習スポーツ振興課 生涯スポーツ係

業務

- ✓ 学校体育施設の夜間開放事業
- ✓ 社会教育・生涯学習の振興 など

学校教育部 学校教育課 学校教育係

業務

- ✓ 学校経営・習内容及び学習指導
- ✓ 部活動地域移行（活動場所の確保） など

首長部局

経済産業部 観光振興課 スポーツ交流係（次期 スポーツ課）

業務

- ✓ スポーツ振興全般
- ✓ スポーツコミッション基本計画 など

総務部 総務課 法務係

業務

- ✓ 法規（条例・規則） など

● うるま市学校施設条例（案）の取りまとめ -プロジェクトチームによる整理-

成果

地方教育行政の組織及び運営に関する法律も整理

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、（略）。

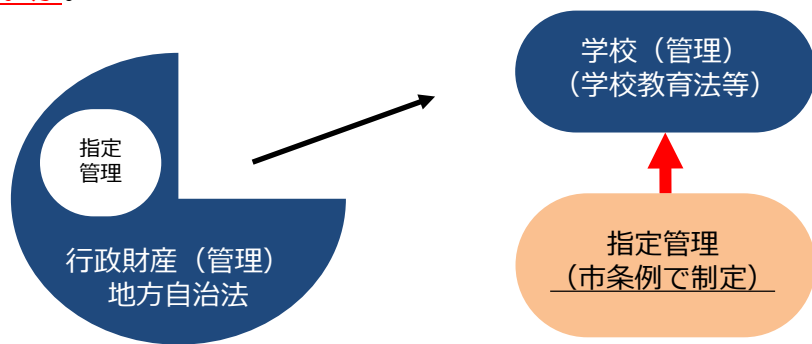
2・3 （略）

1 法令関係

教育委員会における学校施設、組織編制、教育課程、教材等の管理運営の基本的事項については、教育委員会規則で定めることとなる。うるま市においては、うるま市立学校管理規則（平成17年教育委員会規則第15号）となる。

2 提案

ここで、「法令又は条例に違反しない限りにおいて」とあるところ、うるま市条例により指定管理者制度を制定することはできないか。



その他 規則の変更点

「施設の管理者」に関する規則

● うるま市立学校管理規則 第36条（1）

(施設及び設備の管理)

第36条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担する。

「施設の営利目的の使用」に関する規則

● うるま市立学校施設の使用に関する規則 第6条（4）

(使用許可の制限)

第6条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

(1) (2) (3) 略

(4) 専ら私的営利を目的とするとき。

● うるま市立学校体育施設の開放に関する規則 第12条（1）

(利用者・入場者の禁止事項)

第12条 利用者・入場者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売その他営利行為をすること。

(2)～(8) 略

● うるま市学校施設条例（案）の取りまとめ -プロジェクトチームによる整理-

成果

うるま市学校施設条例（案）の取りまとめ

（指定管理者）

第●条 教育委員会は、施設のうち体育館を市民に開放する場合において、その管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第●条 前条の規定により、指定管理者に学校他施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 第●条の許可に関する業務
- （2） 体育館の維持管理に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第●条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則その他の法令の定めるところに従い、適正に体育館の管理を行わなければならない。

令和4年度

プロジェクトチーム

教育委員会

生涯学習スポーツ振興課	学校教育課
-------------	-------

首長部局

観光振興課 スポーツ交流係	総務課 法務係
------------------	------------

令和5年度

プロジェクトチーム

首長部局

スポーツ課	総務課 法務係
-------	------------

教育委員会

生涯学習スポーツ振興課	学校教育課
-------------	-------

- ① 関係法令や関係規則との整合性を調整し条例制定へ
- ② 本事業を地域スポーツ振興と位置づけを行い令和5年度以降は経済産業部 スポーツ課が中心となり推進を行う
 - ※ スポーツ課は部活動地域移行化についても担当予定
 - ※ 教育委員会・総務課も引き続き連携を行う

● 条例の制定と併せた規則の改正

成果

関連規則の整理

● うるま市立学校管理規則 第36条 (1)

(施設及び設備の管理)

第36条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担する。

● うるま市立学校施設の使用に関する規則 第6条 (4)

(使用許可の制限)

第6条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

(1) (2) (3) 略

(4) 専ら私的営利を目的とするとき。

● うるま市立学校体育施設の開放に関する規則 第12条 (1)

(利用者・入場者の禁止事項)

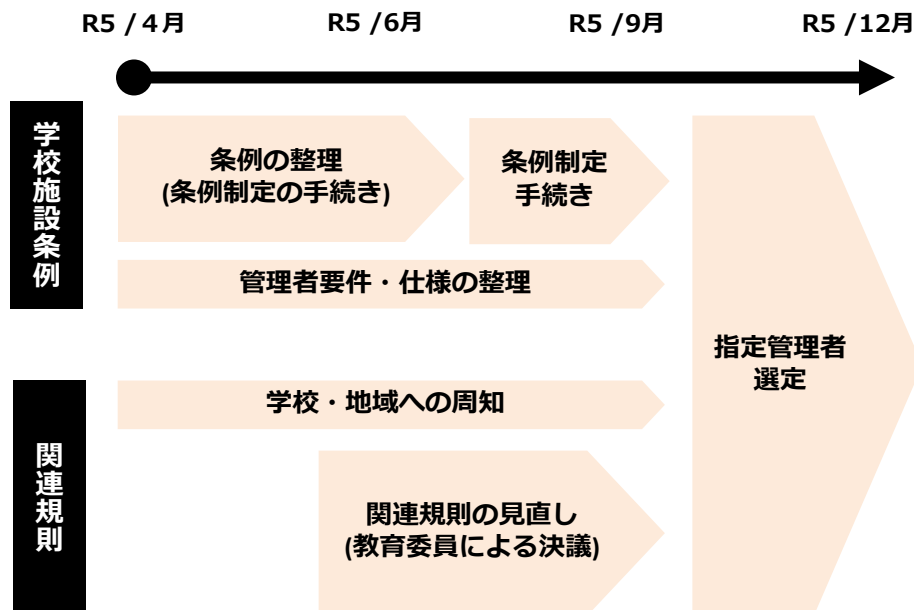
第12条 利用者・入場者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売その他営利行為をすること。

(2)～(8) 略

条例制定と併せて、規則上で制限される文言の見直しを行うことで、利用者の拡大に伴う、施設の利用率向上・収入増加・スポーツ実施率の向上に繋がるのではないかと。

条例・規則等の見直しスケジュール (予定)



● 関係団体へのニーズ調査

ヒアリング調査結果①

基本情報	
対象者	地域事業者（地域外含む）
属性	スクール・個人事業主 3件
学校体育施設の利用について	
スクール等の開催希望	あり（100%） / なし（0%）
理由	- 実施場所が確保できにくい状況であるため - 学校施設が活用できると指導者の稼動を増やすことができる - ターゲットになる方々の身近にある学校施設を使用することで集客しやすさはメリット
条件・希望	- 利用できる駐車場台数が多くあること - 実施施設には照明（屋外） - 曜日固定・固定時間で施設を借りたい - 予約が簡易的である（決済まで） - 利用料金は安価で利用したい

ヒアリング調査結果②

基本情報	
対象者	社会体育施設 利用団体（地域外含む）
属性	団体 3件
学校体育施設の利用について	
学校を利用しない理由	- 登録方法が不明（登録が手間） - 設備が整っていない（施設条件が学校によって異なる）
民間企業等の施設利用についての賛否	賛成（100%） / 反対（0%）
民間企業等の施設利用について（民間による運営について）	- 借りる側はスムーズに施設の予約ができそう - 学校長が変更になることで、方針が変わって利用できなくなるケースもあるため、変わらずに民間が管理してくれることが望ましいと感じる - 民間が入ることについて、学校や地域に寄り添うような形が取れば違和感ない

● プロジェクトチームによる制度・規則の見直し

現状と実施内容（まとめ①）

① うるま市には学校体育施設の指定管理制度を定める条例・規則はない

- ✓ 「指定管理制度」を整理するための関係法令の把握が必要

11月 教育委員会・プロジェクトチームへのヒアリングを行ったが制定手順が明確にならず

12月 総務部総務課 法務係がプロジェクトチームに加わり実態把握が進む

- ・ 地方自治法や学校教育法における『体育体育施設』の位置付け
- ・ 学校体育施設の指定管理制度の導入に係る法令

1月 うるま市学校施設条例（案）がまとまる

成果

- ・ 学校体育施設の指定管理制度を導入するための条例制定の目処と方向性が定まった
- ・ うるま市では令和5年度以降は経済産業部に「スポーツ課」を新設し事業推進を図る（「持続的な社会教育・地域スポーツ振興」を担う役割が必要）

課題

- ・ 所管課が横断的であるため各規則や条例の関係性や見直しに時間が要する（法務担当との連携を序盤から行うことで見直しはスムーズに行えた）
- ・ 条例・規則の改正等を進めるにあたって学校・地域への周知行うための工夫が必要



● プロジェクトチームによる制度・規則の見直し

現状と実施内容（まとめ②）

② 規則において「営利目的の使用」は禁止されている

- ✓ 営利目的での使用を認めることで用途・利用団体の可能性が広がる

11月 うるま市規則における見直し箇所を整理

12月 既存利用団体・民間事業者へのヒアリングによる学校施設の利用ニーズ調査

- ・ 既存利用団体 → 利用団体の増加は利用頻度が減少される懸念
- ・ 民間事業者 → 活動拠点を獲得する期待感

2月 ①条例の制定に合わせた規則の見直し（文言削除）がまとまる

成果と課題

- ・ 夜間開放時間帯については既存利用団体との調整や理解が必要
→ 一方で持続的な維持管理を行うためには利用料の見直しも検討が必要
- ・ 夜間開放時間外（平日16:00～20:00 / 休日）については活用できる可能性が高まる
→ 特に学校部活動に代わる地域クラブの活動拠点としての在り方を検討が必要
（民間事業者にとって新たな事業を行う機会の獲得）



④ 無人管理を想定したセキュリティ強化が必要

● クラウドカメラ設置による管理の実証



[実施校]	うるま市立具志川中学校
[設置場所]	体育館（屋内2箇所）
[設置機器]	Safie one（セーフィー株式会社 製品）
[対象]	部活動地域移行モデル（放課後活動）



実証①

事故・怪我の確認

- ✓ 利用者の事故・怪我などが発生した際の事後確認映像として活用



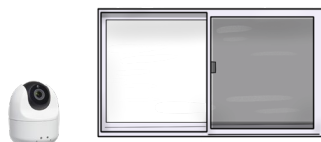
【効果・使用方法】

- 事故や怪我の原因究明
- スポーツ指導における安全管理の向上・ハラスメント等の抑止力向上

実証②

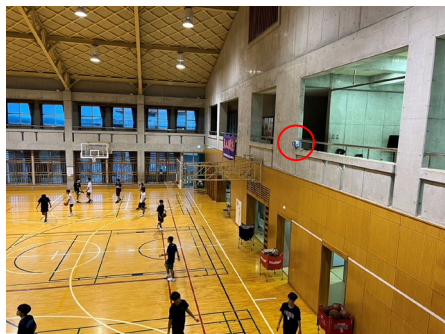
防犯・備品の破損等の確認

- ✓ 窓・鍵の閉め忘れや施設備品の取り扱いの確認映像として活用



【効果・使用方法】

- 侵入や不当利用等の抑止力
- 利用者の資質向上（ペナルティ等への活用）



※体育館内2箇所に設置

● クラウドカメラ設置による管理の実証

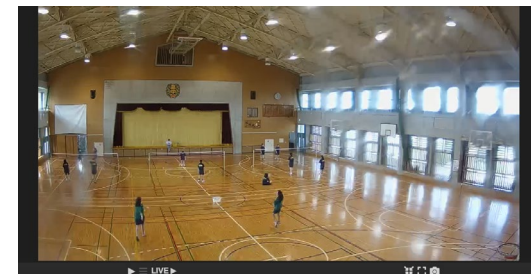
成果と検討事項

● 指導員の安全管理意識の向上への寄与

- ✓ 実証期間には怪我・事故/防犯上の問題は発生はなかった
 - 指導員（放課後等）へのヒアリングでは「従来以上に安全管理の意識を高く保てた」「現在の安全管理の方法を見直すきっかけになる」との意見があった
- ※ 怪我・事故/窓の閉め忘れなどを想定したシミュレーションの実施が必要
- ※ 個人の顔を特定する場合はスペック・設置場所の検討が必要

● 即時対応・緊急対応を利用者へ知らせる通知機能などが必要

- ✓ 例）窓の締め忘れが発生した際に通知が必要になるが現状は機能がない
- ※ リアルタイムでの動画閲覧・管理員等による待機が必要
 - セキュリティサービス（セコム等）・予約管理システム（利用者通知機能）との連携を調査・検討



※管理者画面

● 利用者プライバシーの保護

- ✓ クラウドカメラ設置について事前通知（うるま市防犯カメラの設置及び管理運用に関する条例・規則）
 - 利用登録時に承諾した場合のみ利用許可を行う（利用目的の明確化など）

● 管理方法・体制の整備

- ✓ クラウドデータの共有範囲（庁内・運営管理者）の取り決め

● クラウドカメラ設置による管理の実証

現状と実施内容（まとめ）

● 管理員によるアナログ管理について利便性・効率化の向上が求められている

- ✓ 施設を「誰が」「どのように」利用しているかは不明確
- ✓ 既存団体以外の利用者を想定していない仕組み（利用者拡大を目指す上では根本的な見直しが必要）

9月 生涯学習スポーツ振興課（夜間開放事業担当）との議論

- ・ うるま市 → 利用者のプライバシー保護が懸念されるためカメラの設置は難しい

10月 学校教育課（部活動地域移行担当）との議論

- ・ SDB提案 → 放課後の施設利用（部活動の地域移行）を対象とした実証
- ・ うるま市 → 学校の許可を得た上での設置・実証を行うこと ※生涯学習スポーツ振興課 了承済

11月～ 学校への許可取り

- ・ 生徒のプライバシー保護への懸念する声が多い（前例がない）
- ・ 具志川中学校での承認を得る（生徒の安全管理）▶ 設置調整（2月より実証）

成果と課題

- ・ 施設管理者である学校長の判断によって設置の有無が決まるため不確定要素が多い
→ 『学校管理規則 第36条』の見直し検討（管理者を学校長から教育委員会へ移す）
- ・ 夜間開放事業を対象（既存利用団体）を対象とする取組みは令和5年度以降に実施
→ 放課後の施設利用（部活動の地域移行）を対象とした実証による事例展開

● クラウドカメラ設置による管理の実証

調査結果

管理コスト比較

● 管理員コストとICT管理の年間コスト比較

管理員コスト



管理員

人件費

2,415円/回

年間2385回稼働

令和元年度 5,759,771円

※ コロナ禍以前で利用率が最も高い年度で算出

ICT管理コスト



予約システム

利用料（保守・管理費）

300,000円/月



スマートロック

利用料（クラウド利用料）

92,400円/月



クラウドカメラ

21体育館×2箇所設置を想定

年間 4,708,800円

成果と課題

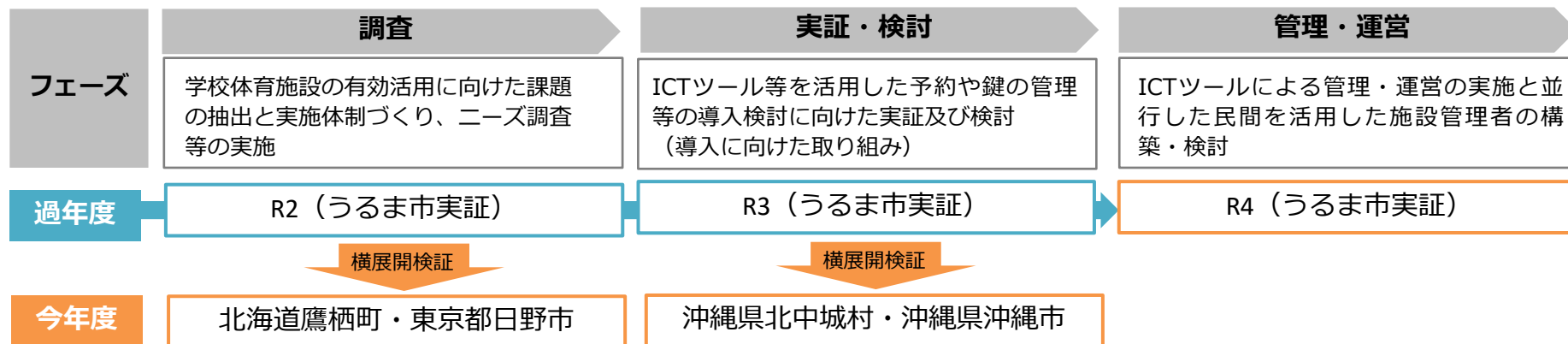
- ・ R1年度との比較ではコスト面においては有人管理よりも安価になる（初期導入費を除く）
 - 固定費であるため利用回数が少ない場合は割高になる
- ・ 完全な無人管理を行うためにはセキュリティ上の課題解決が必要
 - 即時対応・緊急対応を要する場合や、機械警備との連携が必要（よってコスト面でも追加項目が計上される可能性がある）

[初期導入費用]

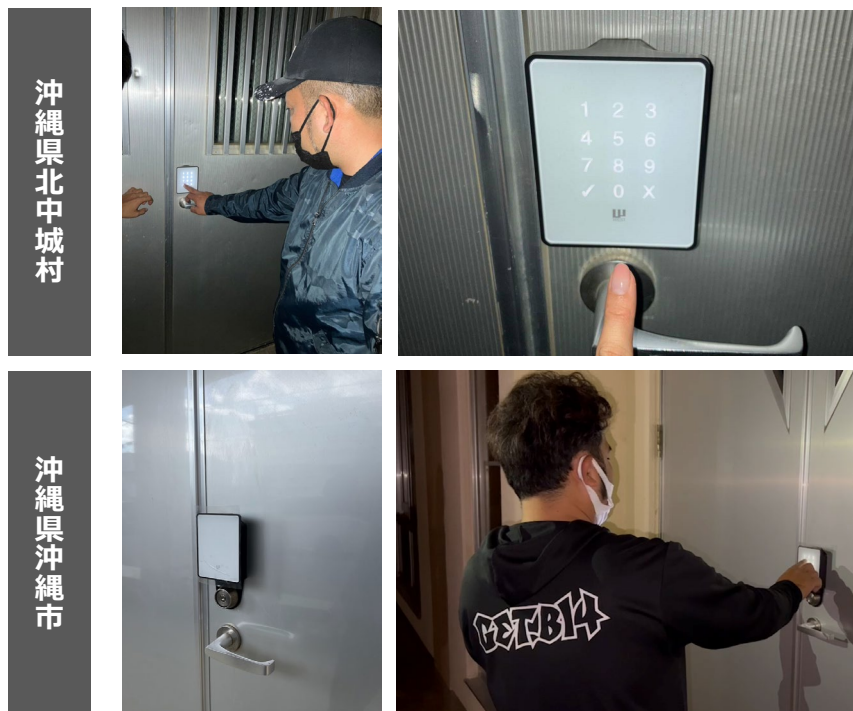
- * 予約管理システム導入費用 1,500～3,000万円
- * リモートロック費用 15～20万円/1箇所
- * クラウドカメラ費用 4万円/1台

02

本事業について
- 沖縄県うるま市モデルの拡充 -



● 実証の様子（北中城村・沖縄市）

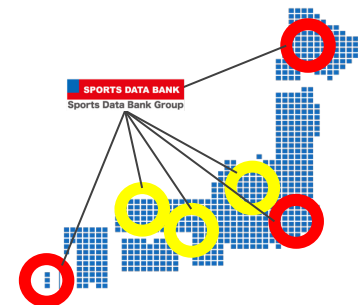


成果と課題

〔ICTツールの活用について〕

- ・ リモートロックによる鍵開閉の実施
→ 北中城村はR 5 年度も継続を予定
→ 取付条件（扉・形状）への対応が必要
- ・ 開閉記録（管理記録）を残すwi-fi環境の設定
→ 北中城村は体育館でのネット環境を整備
→ 沖縄市は常設整備対応が不可であったため仮設対応（中継機）

- ✓ 設置環境の事前調査実施
 - ・ 対象地域の全施設環境調査を実施
→ リモートロック設置条件の提示
- ✓ 自治体は設備・環境の検討と整備を実施



対象地域で目指す理想像

学校体育施設の指定管理制度の導入による有効活用（理想全体像）



学校体育施設の地域開放による持続可能な施設運営

ICTによる管理
(施設予約・鍵の管理等)

適切な利用料の設定
(個人・団体／営利・非営利活動)

民間によるコンテンツ開催
(指定管理事業者・外部事業者)


地域住民（個人・団体）
地域部活動・スポーツ少年団


コンテンツホルダー

地域住民によるスポーツ活動（文化活動）

- ▶ 地域住民のスポーツ実施率向上・健康増進
- ▶ 地域住民のコミュニティの場
- ▶ 施設のプロフィット化

